

令和4年度（2022年度）第6回教育委員会（9月定例会）議事録

- 1 日時 令和4年（2022年）9月6日（火）
午前9時30分から午前11時50分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 木之内 均
委員 吉井 恵璃子
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について
- 議案第2号 教育職員免許状に関する規則の一部改正について
- 議案第3号 県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和5年度（2023年度）使用教科書の採択について
- 議案第4号 文化財の指定について
- 議案第5号 令和4年度（2022年度）熊本県近代文化功労者の決定について
- 議案第6号 熊本県立図書館協議会委員の任命及び解職について
- 議案第7号 教職員の懲戒処分について

（2）報告

- 報告（1） 県立学校における生理用品の常備について
- 報告（2） 新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果について
- 報告（3） こども図書館の整備について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第5号から議案第7号までは、人事案件のため非公開とした。

（3）議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第4号まで、報告（1）から報告（3）までを公開で審議した。

（4）議事

○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見について」

教育政策課長

議案第1号について、御説明します。提案理由を1ページに記載しています。

9月定例県議会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意

見照会がありましたので、今回の教育委員会に付議するものです。該当の議案は、2ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

まず、第1号が9月補正予算関係の議案ですが、3ページから10ページまでが議案本文で、教育委員会関係については、11ページから13ページまでに整理しています。11ページは9月補正予算の総括表です。今回の補正については、最下段「教育委員会の合計」欄の左から2番目の通常分が5,936万円、3番目のコロナ分が、1億9,792万円余の増額で、その内訳を次の12ページと13ページに記載しています。

各事業の内容について御説明します。1は「小学校等の教職員等に対する抗原検査に要する経費」、2は「令和6年4月開校予定の夜間中学の施設整備を行うもの」、3は「令和2年7月豪雨で被災した国宝青井阿蘇神社の防災施設の災害復旧を行うもの」、4は「美術館における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための施設整備を行うもの」、5は「青少年教育施設における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための自動水栓化等を行うもの」、6は「安藤忠雄建築研究所との協定に基づき設置することも図書館の設置に向けた準備を行うもの」、7は「県営体育施設において、新型コロナウイルス感染症対策のため、換気機能を備えた空調設備の整備を行うもの」、8は「令和4年7月の大雨により被災した球磨工業高校の法面の復旧を行うもの」です。

また、債務負担行為補正（追加）については、夜間中学施設整備に係る工事費について、令和6年（2024年）4月の開校予定に合わせて令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）まで2カ年度にわたり工期を設定する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものです。債務負担行為補正（変更）については、令和5年度（2023年度）における、県立学校へのICT支援員配置の業務委託を行うため、債務負担行為の限度額を変更するものです。

14ページをお願いします。第4号議案ですが、改正内容に熊本県立学校職員の給与に関する条例等が含まれていますので、その概要について御説明します。14ページから59ページまでが議案本文で、60ページと61ページに概要をまとめています。

60ページをお願いします。2の「改正の内容」ですが、国家公務員法の一部改正に伴い、令和5年（2023年）4月1日以降、定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることとなりました。これにより、60歳に達した職員の給与について、国家公務員との均衡の原則等を考慮し、関係条例の改正を行うものです。

3の「改正内容の詳細」ですが、大きく分けて3つあります。1つ目は、先ほど説明しました、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、職員の給与水準を7割水準とするものです。61ページをお願いします。

2つ目は、管理監督職の職員が勤務上限である60歳に達したことにより降任した場合、降任する前の給料月額を7割水準となるよう、管理監督職勤務上限年齢調整額を支給するものです。

3つ目は、地方公務員法の改正により再任用制度が廃止されることに伴い、「60歳に達した日以後に退職した職員を短時間勤務の職に採用することができる『定年前再任用短時間勤務制』が導入されること」、「定年の段階的な引上げ期間中、現行の再任用制度と同様の仕組みである『暫定再任用制度』が措置されること」の2点から、必要な規定を設けるものです。

4の「条例の施行期日」ですが、改正法の施行日である令和5年（2023

年) 4月1日です。

次に、62ページをお願いします。第19号議案「財産の無償貸付けについて」です。見開きで、左側のページに議案の本文を掲載していますが、右側63ページの条例等議案関係概要に沿って説明します。「マンガ学科」を設置予定の高森高校の教職員住宅跡地について、上から5ポツ目の「貸付けの目的」に記載のとおり、同校等の生徒を対象とする町営寮の用地として利活用したいとの要望を受け、高森町に無償で貸し付けるものです。

続いて、64ページを御覧ください。第37号議案は、著作権の侵害に係る和解及び損害賠償額の決定に関して行った知事の専決処分について、議会の承認を受けるものです。65ページの条例等議案関係概要を御覧ください。「2 和解の相手方」は著作者である個人、「3 損害賠償の額」は28,000円です。「4 事案の概要」ですが、令和3年(2021年)4月から令和4年(2022年)5月まで、著作者の許諾を得ずに、その著作物を熊本北高等学校のホームページに掲載して著作権を侵害したことに関し、ホームページの管理責任者である県が著作者に対して損害賠償を行うこととして、著作者と県との間で、損害賠償の額を決定し、和解したものです。

66ページをお願いします。第38号議案は、ただ今の第37号議案と関連していますが、著作権の侵害による損害賠償の額の求償に係る和解に関して行った知事の専決処分について、議会の承認を受けるものです。67ページの条例等議案関係概要を御覧ください。「2 和解の相手方」は、熊本県立熊本北高等学校のホームページを制作した者から本件の求償に係る債務を引き受けたオゾンブルーで、これは個人事業者の屋号です。「3 求償額」は、28,000円です。「4 事案の概要」ですが、先ほどの議案の著作権侵害に関し、著作者に対する県の損害賠償相当額を、ホームページ制作者、すわなち、制作過程で、著作者の許諾を得ずにその著作物を掲載した者に対して求償することとして、オゾンブルーと県との間で和解したものです。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

丁寧な御説明ありがとうございました。まず、ちょっとした感想ですが、高森高校の寮のことが出ていましたが、先日ニュースでオープンキャンパスの様子を見ました。大変多くの人が全国から参加されていて、やはりマンガ学科に全国の中学生が興味を持ってきているのではないかと思います。立派な寮を建てただけ、多くの生徒さんが集まればいいなと思いながらニュースを見たところです。

別件ですが、61ページの説明についてです。基礎的なことで申し訳ありませんが、「定年前再任用短時間勤務制」と「今の再任用制度」、そして「暫定再任用制度」の違いについて説明をお願いします。

学校人事課長

新しい制度があるため、非常に分かりづらかったと思います。まず、今回新たに導入される「定年前再任用短時間勤務制度」ですが、これは今も「再任用短時間制度」というものがありますが、それと中身は同じです。定年年齢が段階的に引き上げられるため、定年前に辞めて短時間勤務をしたいという方については、今の再任用短時間制度と同じような形での「定年前再任短時間勤務制度」が導入

されます。

そして、今回新たに「暫定再任用制度」というものも導入されますが、これは定年の段階的な引き上げが行われる期間限定の制度です。定年になってから65歳までの間に再任用として働きたい人は、この「暫定再任用制度」という形で働くことができるという制度です。再任用制度そのものは廃止されますが、段階的な引き上げに伴って、再任用と同じような形での制度は残すという趣旨で、この2つの制度が導入されます。

吉井委員

基本的に65歳までと考えてよろしいですか。

学校人事課長

そのとおりです。

吉井委員

分かりました。ありがとうございます。

田口委員

関連して、資料の61ページについてです。(2)に図が載っていますが、管理職で退職されて、そのまま管理職として残られる場合には、7割はそのままですか。また、降任された場合でも7割が保障されるということで、結局給与は同じになるのですか。

学校人事課長

管理職の方が再任用として、引き続き勤務をされる場合、給与水準はやや現職のときよりは下がります。具体的には、再任用の場合は、現職当時の大体5割から6割程度です。降任後、「年齢調整額」を支給する場合、現職当時の7割水準を維持するため、降任した場合と再任用で採用された場合とでは、若干給与の額が変わります。

田口委員

管理職での再任用と降任して教員になった場合の再任用についてということによろしいですか。

学校人事課長

降任については(2)に記載されていますが、あくまで降任ですので、管理職ではない職での降任です。いわゆる非管理職としての給与水準ですので、校長時の7割水準が保たれるということです。

田口委員

管理職のまま再任用になっても7割もらうことができますか。

学校人事課長

管理職の場合であれば、7割もらうことができます。

田口委員

結局、再任用の場合、管理職で再任用になったとしても、非管理職になったとしても、給与は同じということによろしいですか。

学校人事課長

非管理職の場合でも、校長時の7割水準が保たれますので、基本的にはそのような形になるかと思えます。

田口委員

ありがとうございます。また、図についてですが、右の方に吹き出しで、給与は校長時の7割で「 $A = B + C$ 」と記載されていて、給与をオレンジのラインで示してありますが、このオレンジのラインが「 $A + B$ 」よりも上のところにある

ことに、少し違和感があります。

学校人事課長

分かりづらいですが、このオレンジのラインは左の図では、校長職として今もらっている水準を指します。

田口委員

左ですか。

学校人事課長

左です。

田口委員

下がって7割になった後でもらえる給与が、右側のオレンジですか。

学校人事課長

右側は、非管理職としてはそのラインになりますが、その格付の7割水準とするというのが原則であるため、本来であればBのところがこのオレンジの7割です。今の7割水準を保つようにこの差額分Cを、新たに支給するといった形になり、結局、このB+Cが今後支給されるといった形になります。

田口委員

Cの上のラインとオレンジのラインは一緒のところ引いた方が良いのかなと思いました。

学校人事課長

現職とその水準との比較です。分かりづらく申し訳ありません。

田口委員

意図は分かりました。ありがとうございます。

教育長

この図は私も分かりづらいと思いますが、もともと管理職手当を除いて7割ですから、まず、基本的には校長先生と管理職は新たな定年制度でいくと管理職ではなくなるため、本俸の7割を支給します。人数などの状況によって、特例的に校長として残る場合は、本俸にプラスアルファで管理職手当が出るということになります。その状態をこの図では表してはいないのかもしれませんが、やはり分かりづらいと思います。

学校人事課長

本俸での図でしたので、非常にその全体が分かりづらく申し訳ありません。

田口委員

降格されたときの給与よりも、校長先生で残られた給与の方が、管理職手当の分高くなるということで安心しました。ありがとうございます。

教育長

他はよろしいですか。

西山委員

夜間中学についてですが、ちょうど今日の新聞に日本で小卒が70万人という調査の報告が載っていました。熊本県の状況が分かれば、また別途教えてください。最終学歴が小学校卒業の方がこれだけ多くいらっしゃる事が分かり、夜間中学の意義も更に深まると思います。

義務教育課長

国勢調査で出ている数がありますが、手元に資料がありませんので、また後ほどお知らせします。

教育長

他はよろしいですか。

田口委員

熊本北高校の著作権侵害についてですが、著作者の方に申し訳ないことをしてしまったと思います。この事案を踏まえた再発防止策について、県としてはどのように対応される予定ですか。この文書だけでは、誰がどんなミスをしてこのような事態が起こってしまったのかが見えないため、結局どの部分がまずかったのか、どの部分を重点的にチェックすべきであったかについて、ここで学ばなければ、また同じことをしてしまう可能性があると思います。

教育政策課長

今回は、ホームページ制作業者が一元的に著作物を使用してホームページを制作し、そのことについてしっかりと確認が取れないままホームページに掲載されてしまいました。

この事案を受け、まず本庁から各学校に対しては、学校ホームページの情報掲載に当たっては、著作権法などの関係法令を遵守し、掲載内容の組織的チェックを行うことについて周知徹底を図りました。

また、緊急点検としてインターネット上での著作物の無断使用の有無等について点検を実施した結果、他にも複数の県立学校において、著作物の無断使用の疑義のあるものが確認されたため、全て直ちに削除を行いました。

今後の再発防止として、まずは著作物に対してきちんと理解するとともに、担当職員1人ではホームページに掲載する量も膨大で賄いきれないため、組織的なチェックを行うよう周知徹底します。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第2号 「教育職員免許状に関する規則の一部改正について」

学校人事課長

議案第2号「教育職員免許状に関する規則の一部改正について」御説明します。タブレット82枚目の1を御覧ください。7月1日から教員免許更新制が解消されたことに伴い、6月の教育委員会で教育職員免許状に関する規則の改正を御承認いただき、教員免許更新制に関する規定の削除等を行いました。

今回の規則改正の内容については、2を御覧ください。令和4年(2022年)6月30日までに有効期間を超過し、失効した免許状の再授与を行う場合の手続きについて、過去に免許状を授与した事実を確実に確認できる場合には、提出書類の簡素化を行い、手続きを円滑に行うことができるよう、関係規定を整備するものです。

具体的内容の主なものについては、3に記載しています。①として、大学等の卒業単位による再授与出願について、本人確認のための運転免許証の写し等の提出があった場合は、学力に関する証明書や、学士等であることの証明書等の提出を省略することとするものです。②として、教育職員検定による再授与出願について、本人確認のための運転免許証の写し等の提出があった場合は、実務成績証

明書の提出を省略するものです。

施行日は、公布の日からです。タブレット72枚目から74枚目までには規則の公布文を、75枚目から81枚目までには、新旧対照表を掲載しています。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

手続きの簡素化は、国が示したとおりということですか。

学校人事課長

はい。文部科学省から6月末に、手続き簡素化の具体例が示されています。今回の改正内容は、文部科学省の具体例に沿った形で簡素化を行うものです。

田口委員

手続き簡素化については、異議ありません。実務成績証明書は、どんな意図で削ることになったのかを教えてください。

学校人事課長

他の証明書もそうですが、証明書類の提出は、発行先に依頼する必要があるため、一定の時間がかかります。このため、証明書類については極力省略するというのが全体の考え方です。国もこのような考え方を示しているため、県も実務成績証明書を含め、証明書類を省略するものです。

教育長

実務成績証明書ではなく、別のもので実務成績の担保ができるということではなかったですか。

学校人事課長

免許状を授与した事実が確認できるということが前提にあります。授与段階の実務成績が分かるということが前提で、そのようなことを踏まえ、実務成績証明書は不要という考えです。

田口委員

この制度自体には全く異議ありません。これまで免許更新講習を受けてこられた方と、全く受けたことがない方を一緒に扱っていいのかという点について、少し疑問に思うところがあります。免許更新講習を受けていないので最新の教育事情が分からないとか、復職や臨採等で働きたいが不安に感じる方もいらっしゃると思います。雇う側にとっても、そのようなことを知った上で仕事についてもらったほうが良いと思います。

期限切れ失効した方の免許状が元に戻り、学校に復帰した際の支援は考えていただいた方がよいと思っています。

学校人事課長

教員免許更新制の解消に伴い、これも法改正に伴うものですが、新たな研修制度が導入されます。文部科学省から、8月末に具体的な指針が示されたところです。これは、研修の履歴管理や、履歴を基に指導助言を行っていくといったことが柱となっています。

こうした指針の下で、趣旨を踏まえた研修の充実、研修体系構築を進めていきたいと考えています。

田口委員

よろしくお願いします。雇われた後は、準備している研修をされるかもしれませんが、4月1日の段階で、それまで教員の職には就いていなかったが、研

修を受けて教員になる方と、そうでない方というのは少し違うのかなと思っています。そのあたりの支援をお願いします。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第3号 「県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和5年度（2023年度）使用教科書の採択について」

高校教育課長

高校教育課です。まず、県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用している教科用図書について説明します。

資料2ページの1を御覧ください。高等学校、特別支援学校高等部で使用する教科書は、「①文部科学省検定済教科書」、「②文部科学省著作教科書」、「③学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」のそれぞれがあり、高等学校用は①②が「教科書目録」に、特別支援学校用は②が「教科書目録」に掲載されています。また、学校教育法附則第9条の規定により、①②に教科書がない教科・科目や特別支援学校において①②が生徒の実態に合わない場合は、一般に市販されている図書を教科書として使用することが可能となっています。

次に、県立高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書採択までの流れについて説明します。資料2ページの2を御覧ください。各学校は、校内教科書選定委員会を設置し、校長は校内教科書選定委員会の審議を踏まえて、選定理由書等を県教育委員会に報告します。各学校の校長の報告を受けて、事務局では提出された資料を確認し、必要に応じて各学校へ指導・助言を行いました。8月26日に開催しました庁内の教科書採択委員会において、各学校の採択希望教科用図書について審議しました。教科書採択委員会の結果を、本日の教育委員会で審議していただきます。

なお、教科書の選定は、文部科学省からの教科書の採択に関する通知及び教科書目録、県教育委員会からの教科書採択の基本方針及び選定基準等に基づき行います。基本方針は資料3ページ、選定基準等は資料4、5ページに記載しています。以上が、県立高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書採択までの流れです。

次に、資料6、7ページを御覧ください。「採択希望教科用図書種目別点数一覧（案）」です。今年度から高等学校では、年次進行で新学習指導要領が実施されています。「教科書目録」には、「第1部」に新学習指導要領に基づいて編修された教科書、「第2部」に現行学習指導要領に基づいて編修された教科書が掲載されていて、それぞれの学習指導要領に合わせて教科書を選びます。6ページ「第1部」の教科書は601点、7ページ「第2部」の教科書は626点、合わせて1227点ありますが、うち、県立高校で選定された教科書は761点（62.0%）と、幅広く様々な教科用図書が選定されています。

ここからは、県立高等学校における採択希望教科用図書について御説明します。資料8ページの「採択希望教科用図書一覧（学校別）（案）」は、各学校から報告された採択希望教科用図書を学校別にまとめたものです。例として、阿蘇中央

高校について説明します。資料9、10ページを御覧ください。阿蘇中央高校には、普通科、総合ビジネス科、農業食品科、グリーン環境科、社会福祉科と5つの学科が設置されていて、文部科学省検定済・著作教科書が、全部で112冊選定されています。9ページの表の中ほどに数学Iの教科書が2冊選定されています。実際の教科書は、お手元にあるとおりです。「新編 数学I」は普通科の教科書として選定されています。A版の小さい方の教科書で、例、例題だけでなく応用例題も設けられています。お手元の教科書20ページを御覧ください。20ページから22ページまでにわたり応用例題が4題掲載されています。

一方、「新 高校の数学I」は、普通科以外の4学科の教科書として選定されています。大きい方の教科書8ページを御覧ください。イラストが多く、各節の初めに義務教育の学習内容の学び直しを行うことで定着を図り、高校の内容への移行ができます。8ページから10ページが学び直しです。このように、同じ「数学I」でも、学科における生徒の実態に応じた教科書を選定しています。

ここで、先ほど御説明しました「学校教育法附則第9条による教科用図書」について御紹介します。11、12ページの熊本農業高校を御覧ください。12ページに熊本農業高校における「学校教育法附則第9条による教科用図書」を掲載しています。科目「測量」では「農業測量」という一般図書を教科用図書として選定しています。この図書の表紙、目次、奥付のコピーはお手元にあるとおりです（資料は13～16ページ）。県立高校の中で31校の学校が「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」を選定しており、その一覧は資料17ページにまとめています。

阿蘇中央高校、熊本農業高校を例に御説明しましたが、最初に申しあげましたとおり、各学校において適切に選定された教科書であるのか、事務局において、提出された約3,000枚の選定理由書等をもとに、各教科の担当指導主事が確認し、指導・助言を行いました。その後、8月26日に開催した「教科書採択委員会」において、各学校が選定した教科用図書について協議し、採択希望教科用図書として適切であると確認したところです。御審議をよろしくお願いします。

特別支援教育課長

続いて、県立特別支援学校高等部における採択案について御説明します。資料記載の18ページからです。

19ページを御覧ください。「①検定済教科書」について御説明します。検定済教科書は、表の「ア」「イ」のように盲学校、熊本聾学校、松橋支援学校、黒石原支援学校の4校で選定しています。「ア」の表ですが、盲学校は、点字版がある全国盲学校長会及び全国盲学校普通教育連絡協議会が選定した教科書を選定しています。次に「イ」の表ですが、他の3校は自校の教育課程に応じてそれぞれの学校で教科書を選定しています。

22ページを御覧ください。盲学校が選定した検定済教科書の一覧です。備考欄に「原本」との記載がありますが、これは点字版の原本となっていることを示しています。

19ページにお戻りください。「②著作教科書」の欄ですが、熊本聾学校以外の17校は、全て知的障害者用の著作教科書のみを選定しています。

24ページを御覧ください。熊本聾学校が選定した著作教科書の一覧です。左端の通し番号1番から7番までが聴覚障害者用の著作教科書で、8番から23番までの16点が知的障害者用の著作教科書になり、合わせて23点の選定となっています。

20ページを御覧ください。最後に「③一般図書」について御説明します。一般図書は全ての学校19校で選定されています。右端の採択点数は、学校ごとに異なりますが、全体では813種類の図書が選定されています。

26ページを御覧ください。盲学校で選定された一般図書です。通し番号1番から28番までが検定済教科書の点字版と拡大版、29番から次のページの106番までが絵本等の市販の図書、次の28ページの107番からが本科保健理療科、122番からが専攻科理療科、143番から29ページまでの160番までが専攻科保健理療科で使用する点字版、拡大版の教科書です。

次に、30ページ、熊本聾学校です。通し番号1番から次のページ74番までの絵本等の市販の図書に加え、理容科で使用します75番から85番までの図書を選定しています。

次に、32ページを御覧ください。最後に、鏡わかあゆ高等支援学校が選定した一般図書です。通し番号1番から次のページ58番までの教科書を選定していますが、その中から、軽度の知的障がいの生徒が学ぶ専門学科で選定された通し番号11番「くらしに役立つ数学」を御紹介します。

お手元の見本本の付箋①、目次のページをお開きください。内容は「基礎編」と「生活編」の2つで構成されていて、左半分に「基礎編」、右半分に「生活編」の内容が示されています。基礎編では、数の位の表し方から、小数、分数、計算、また、長さや重さ、単位の表し方など、算数・数学の基礎的内容を扱った構成になっていて、生活編では、生徒に身近な生活の場面等を取り上げ、関連づけて考える内容の構成になっています。

では、具体的に見ていきたいと思えます。付箋②をお開きください。ここでは、体のサイズの測り方や洋服のサイズ表記の読み取り方に加え、右のページにはサイズを決める手順も具体的に示してあります。

付箋③をお開きください。ここでは、レストランで食事をする際のメニューの読み取りや支払金額の考え方について取り上げてあります。左側のページの左下には、枠囲みで、割り勘の考え方についても分かりやすく記載してあります。各教科等の学習で学んだ知識を、こういった身近で具体的な内容をとおして考えていくことは、知識の定着と活用につながります。

次に、もう一冊の「あたらしいほうりつの本」を御紹介します。付箋④、目次のページをお開きください。詳しくは触れませんが、御覧いただくと分かるように、卒業後に生徒自身が使う可能性のある福祉サービスや、最後の第5章には、自分自身を守るための制度等についても分かりやすく解説してあります。生徒が安心して社会生活を送るためには、こうした理解等もとても重要になります。

採択案についての説明は以上ですが、これらの教科用図書についても高等学校と同様に、8月26日の教科書採択委員会において協議いただき、適当であるとの確認をいただいたところです。御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

検定済み教科書以外の一般図書等について、特別支援学校で、子ども達に応じたものを使っていることはよく知っています。

普通高校の資料17ページで、「附則第9条の規定による教科書用図書」の一覧がありますが、それぞれの学校やコース、学科に合わせて、「検定済教科書に無い」という理由で選ばれている部分と、例えば音楽や美術等で、「検定済教科

書の内容にもあるが、更にうちの学校ではこれを学ばせたい」という理由から選ばれている部分があると思います。この資料17ページにあるような教科用図書が増える方を推奨すべきなのか、それとも、検定済教科書は、学習指導要領に則って作られているものであり、そちらを使うように指導すべきなのか、教えてください。

高校教育課長

基本的には、文部科学省からは、検定済教科書で学べるものに関しては、検定済教科書を用いることが原則と示されています。その上で、委員からお話がありましたとおり、学校によっては、生徒の状況によって学びの中身を特徴化させるときに、その部分をより学ぶことができるように、附則9条教科書と言われる民間図書を活用することが可能となっています。

田口委員

その設定に当たって、学校やコースの先生方の総意で選ぶ場合と、無いとは思いますが、「自分はこれじゃないと」と個人で主張される場合とで、微妙に違いがあると思ひ、その辺りは気をつけないといけないと思ひました。丁寧に検討されていると思ひますので、その部分やデメリット、危険性も含んでいることが、この附則9条教科書であるということは、私たちも認識していた方がいいのかなと思ひました。

高校教育課長

ありがとうございます。先ほど説明した中でもお話ししましたが、校内で必ず選定委員会を設けて、校長が決裁して県に提出しています。私どもも、内容については、選定理由書の中に書いてある記載事項の確認をして、選定しています。

3,000枚と非常に膨大な量で、お手元にお届けすることが難しいため、本日は1セットだけ持ってきています。後ほど御覧いただければと思ひます。

田口委員

納得しました。ありがとうございます。

教育長

他はよろしいですか。

田浦委員

御説明ありがとうございます。この「あたらしいほうりつの本」についてですが、子ども達が社会で自立していく上で、どのような公共のサービスを受けることができるか詳しく書かれていて、保護者としても大変ありがたく思っています。そのサービスがあることを知っていることも大事ですし、また、生活が困窮した場合に助けを求めることも併せてできるように、指導していただいていると思ひます。大変感謝しています。

特別支援教育課長

基本的な内容はこの教科書に入っていますが、その内容を学ぶとともに、委員から御意見いただきましたように、人と繋がって、人とどう生きていくかという点も大変重要です。そこも授業の中で組み合わせながら、各学校工夫を凝らして授業をしています。

吉井委員

毎回ですが、本当にたくさんの資料に目を通しいただいて、大変な労力だと思います。

熊本聾学校の72番から74番までですが、大学入試を念頭に置いた教科書が選んであります。このように、進学して更に自分の可能性を広げられる形を学校

が取っていただき本当にありがたく思います。一人一人に合った良い教科書を選んで、一人一人の能力が出せるように、今後ともよろしくお願いします。

特別支援教育課長

ありがとうございます。熊本聾学校では普通科の中に進学コースと就職コースがあります。進学コースで大学進学を目指すときに、どうしても内容がプラスで必要になる部分があります。その点を学校設定科目で設定していて、その中で先ほどの教科書等を使っています。これまでの大学進学の実績については、毎年2から3名程の生徒が普通大学に進学しています。去年は熊本学園大学と、京都精華大学に進学しています。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第4号 「文化財の指定について」

文化課長

文化課です。議案第4号の資料を御覧ください。

提案理由です。文化財の指定については、熊本県文化財保護条例第4条第1項及び熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第18号に基づき、教育委員会の承認を得る必要があるためお諮りするものです。

本日お諮りする「中山観音堂の鰐口」の文化財指定については、令和4年（2022年）7月29日に開催された県文化財保護審議会において審議され、117ページのとおり、同日付で県の重要文化財に指定するよう答申が出されています。

「中山観音堂の鰐口」の概要について御説明します。118ページの指定案件概要を御覧ください。また、県指定に係る調書及び鰐口の写真、鰐口に刻まれた銘文の内容については、119ページ以降に載せていますので併せて御参照ください。「中山観音堂の鰐口」は、球磨郡多良木町に所在する中山観音堂の軒先に吊るされている鰐口です。鰐口は、青銅製鑄造で、銘文から応永4年（1397年）に制作されたことが分かっています。また、全体的に整った南北朝期の典型的な形をしていて、現在も良好な状態を保っています。文様を施した装飾的な撞座も特徴で、これは、中世の九州における鑄物師の活動を考える上で重要です。さらに、銘文から制作年代と二度の奉納の経緯が分かり、本作は県内に所在する鰐口の中で5番目に古いものです。

このように「中山観音堂の鰐口」は、学術的に貴重であるとともに、室町時代初期における鰐口の基準作例として位置付けが可能という点が重要で、熊本県を代表する文化財として、指定に値するものです。御審議をよろしくお願いします。

吉井委員

こういうものを鰐口ということをして、実は初めて知りました。とてもきれいな形でこれが文化財に指定されることはとてもいいことだと思います。気になったのは、多良木町奥野という場所です。中山観音堂は、多良木町の奥の方に存在するのではないかと思います。これをずっと守ってこられたことはとてもすばらしい

ことですが、このままずっとこの文化財を守っていくことができるのか、また、ひょっとするといずれなくなってしまうような集落にあるのではないのかと心配しています。せっかく県の文化財に指定するのならば、何らかの形でその地域に支援をして地域を守り、この鰯口が守られていくような状況にできないですか。

文化課長

この鰯口は現在、この集落で中山観音保存会という保存会を作られて、そのメンバーの方でお堂を管理されています。

場所的には、確かに集落から少し山に入ったところにあるお堂です。この中山観音堂については、人吉球磨地域で春と秋に開催されている相良三十三観音巡り等、そのような御開帳の時期にはお客様を呼んで、さらにこのお堂の中にある仏像を公開しています。日常は人が少ない地域ですので、御覧いただいたとおり鰯口は鎖でしっかり縛って保存してあります。集落自体やはり周辺部にあるため、今後の保存につきましては、引き続き地元の多良木町とも連携しながら、しっかりと進めていきたいと思っております。

吉井委員

なくなってしまうのはもったいないですので、よろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○報告（１） 「県立学校における生理用品の常備について」

体育保健課長

体育保健課です。資料はタブレット１２３ページです「報告（１）県立学校における生理用品の常備について」御説明します。

県立学校６校において６月から生理用品の試験的常備を実施し、児童生徒のニーズ及び、教員の適切な支援の実態を把握しました。

経緯については１を御覧ください。生理用品については、全ての県立学校において、様々な理由で用意できない児童生徒のために、保健室や職員室に常備し、生理用品の配付と併せて、児童生徒の悩みに対応しているところですが、「生理用品の困り感」は潜在化していることが考えられました。

そこで、本年度６月から試験的に、これまでの保健室や職員室に加え、カウンセラー室や教室に近いトイレにおいても生理用品を一定期間常備し、試験的な取組の後、７月末にアンケートを行い、児童生徒のためにより良い提供方法を検討しました。

結果については、２のとおり検証期間中に生理用品を使用した生徒は１４％でした。使用の主な理由としては「自宅から持参するのを忘れた」や「急に生理が始まった」などがありました。

なお、生理用品の入手・購入に苦労していると答えた生徒は９％でした。また、非対面による常備は、養護教諭等不在時にも使用できるメリットがあるという回答が得られました。

このような結果を踏まえて、児童生徒が学校生活を安心して送ることができるよう、従来の保健室等への常備に加えて、学校内の相談室・教室近くのトイレ等に非対面で生理用品を常備する場所を新たに複数箇所設置します。また、児童生徒の困りごとを相談できる窓口を周知の上、悩みに対応することで生理に関する相談体制の更なる充実を図ります。

今後、各学校で児童生徒・保護者に周知し、今年9月以降準備ができた学校から順次取り組み、10月初旬には全ての県立学校で実施予定です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

ありがとうございました。よくぞやってくれさったというのが本音です。今までも、きっとこのようなことで困っていた女の子がいっぱいいたはずです。

しかし、それは言うてはいけないことだと、なんとか自分で解決しなければいけないと思っていたことがあったと思います。

私も高校生の時にあればいいのにと考えたことがありました。今こうして県立学校に非対面で生理用品が常備されるようになったということは、とてもありがたいことだと思います。本当にありがとうございました。

体育保健課長

御意見ありがとうございます。先ほど御説明しました計画でしっかりと進めていきます。

教育長

他はよろしいよろしいですか。

○報告（2） 「新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。お手元の資料を御覧ください。本調査は、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の不安や悩み等を把握し、今後の施策に活かすために、今年5月12日付けで調査を依頼し、6月30日までの期間に、熊本市を除く県内公立小中学校及び義務教育学校、県立高等学校、特別支援学校に実施したものです。この調査は、令和2年（2020年）の6月、10月、今年の5月、10月に続き5回目となり、調査の中で不安や悩み等があると回答した児童生徒数等について御報告するものです。

3の調査結果（1）を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等があると回答した児童生徒数は23,315人で、全児童生徒の21.1%を占めています。校種別では、不安や悩み等があると回答した児童生徒の割合が最も高かったのは26.8%の公立小学校で、続いて20.3%の公立中学校、12.3%の特別支援学校、11.1%の県立高等学校となりました。

裏面の（2）を御覧ください。不安や悩み等が多かった内容について各校種ごとに上位3項目を載せています。全ての校種において、「新型コロナウイルス感染症のこと」が1番目になっていて、自分や家族が感染するのではないかなどの不安や悩み等が全体の中で高い割合であることが分かります。

また、2番目・3番目にはどの校種においても「運動会・遠足などの学校行事のこと」、「部活動・習い事のこと」、「健康のこと」のいずれかが入っています。これは昨年10月よりも今年6月の感染者数が大きく増加し、10歳未満・

10代の感染者割合も高くなっているため、学校行事の中止や部活動の活動時間の短縮等の措置が行われないかと不安を感じる児童生徒が多かったものと考えられます。その他の項目の結果については、別添の参考資料を御覧ください。

次に（3）を御覧ください。

令和3年（2021年）10月調査と比較し、不安に感じると回答した割合が減少した上位3項目を掲載しています。まず、公立小学校・公立中学校・県立高等学校において「新型コロナウイルス感染症について」の項目が最も減少しています。これは（2）の「不安や悩み等が多かった内容」で最多ではあるものの、ワクチンを複数回接種したり、新型コロナウイルスの理解が進んだりするとともに、学校においては感染防止対策が継続して行われてきた成果によるものと思われる。また、公立小学校を除き、「体力のこと」や「進路のこと」、「学習のこと」のいずれかが2番目、3番目となっています。これは、昨年、一昨年度と比較して、感染対策を講じながら継続した学校教育活動が実施されているため、体力面・学習面での不安が少なくなってきたものと思われる。

最後に4の今後の対応についてです。学級担任や養護教諭等による児童生徒の状況の的確な把握、様々な不安や悩みに対してSC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用など、教育相談体制の更なる充実を図るとともに、教育活動全体をとらして新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見の防止を図りながら、より良い人間関係の構築に努めていきます。

また、関係部署と連携し、正しい情報を継続的に発信するとともに、ストレス対処教育やSOSの出し方に関する教育の更なる推進を図っていきます。

これらのことについては、調査結果とともに各学校に対して周知を図り、児童生徒の見守り及び心のケアの推進を依頼することとしています。

なお、現時点においても、学校関係者において新型コロナウイルス陽性反応者が高止まりの状況であることを踏まえつつ、今後のアンケート実施についても検討していきます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

木之内委員

だいぶコロナも増えてきて、いろいろなところで罹るのは仕方がないという雰囲気になっているのかなと思いますが、小中学生や高校生のワクチン接種率が実際にどのくらいなのか教えてください。

学校安全・安心推進課長

ワクチンの接種率については、本課では把握できていません。

木之内委員

ワクチンを打っていないと感染するといったことを学校として特別に数値で把握しているわけではないということが分かりました。ワクチンを打った方がいいかどうかは最終的には保護者の判断になると思いますが、その判断材料になるようなものを学校でも少し提供できると、今後いろいろ違ってくると思います。御検討をよろしくお願いします。

体育保健課長

少し補足します。8月末段階での概数ですが、体育保健課が健康福祉部のワクチン対策チームから提供していただいている数値としては、12歳から19歳まで（中高生）の年齢区分の約40%が3回目接種を終えています。

木之内委員

ありがとうございます。そのようなことが分かっていると、打たないとなりやすいのかどうか把握でき、皆さんの判断の一つの材料になると思います。

田浦委員

私が学生だった時は、長距離走大会など行事がなくなればいいのと思うことが多々ありましたが、コロナ禍になって初めて、学校に行けることのありがたさを感じています。感染症対策などを講じて、子ども達の学びを止めない等たくさんの方に心を砕いてくださっていることに感謝しています。

教育長

他はよろしいですか。

○報告（3） 「こども図書館の整備について」

社会教育課長

社会教育課です。去る8月23日に「こども図書館の整備について」公表したところですが、本日は、別冊でお配りしています公表用資料で、御説明します。

資料の1ページを御覧ください。「こども図書館について」ですが、建築家の安藤忠雄氏から「子ども達がいろいろな本に出会い、読む習慣を身につけ、判断力や表現力を養い、感性や想像力を育てほしい」との思いでスタートした「こども図書館」を、ぜひ本県で整備したいとの提案がありました。

この「こども図書館」は設計・施工にかかる費用は安藤氏が負担され、建物完成後に自治体に寄贈されるもので、大阪市では令和2年（2020年）7月、岩手県遠野市では令和3年（2021年）7月、神戸では令和4年（2022年）3月に既にオープンしています。

次に、3ページの「整備場所について」ですが、県立図書館と連携し、水前寺江津湖公園の豊かな自然の中で、子ども達が本と出会い、本に親しみ、豊かな感性や想像力を育む場を提供するため、県立図書館の南側隣接地を整備場所としています。

続いて、4ページですが、県としては、都市公園（水前寺江津湖公園）の管理者である熊本市と連携して、整備に向けて取り組んでいくこととしています。水前寺江津湖公園の豊かな自然環境を生かし、未来を担う子ども達が感性や想像力を育むことができるよう、地域の皆様の御意見も踏まえながら「こども図書館」の整備を進めたいと考えています。

このたび県では、令和4年（2022年）8月23日に、「こども図書館」の整備を進めることを公表し、安藤忠雄建築研究所と協定を締結しました。

最後に今後の整備スケジュールですが、令和5年（2023年）春にこども図書館建設着工、そして令和6年（2024年）春のこども図書館オープンを目指して進めていきます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

とてもありがたいことだと思います。子どもの頃にたくさん本を読むと、本を読むと楽しいプラス学べるという癖がつくので、とても良いことではないかと思えます。子どもが沢山集まって、たくさん本を読むことができる、そしていろいろな興味が沸く、そんな場所ができれば本当に良いと思います。

設計・施工に係る費用は安藤氏が負担するということですが、工事費は熊本県

負担ですか。また、何故熊本に整備されることになったのか考えたのですが、大阪、岩手、神戸ときていて、地震があったところを励まそうという意図があったのかが分かれば教えてください。

さらに、場所について気になっているのですが、旧細川刑部邸の敷地で、川があって、とてもきれいな水が流れていて、以前、そこを職員の方に案内していただいた時に、「ここは、熊本藩10代藩主細川斉護の正室顕光院が散歩されていた場所で、そのままの状態です。素晴らしいと思いませんか。」と力説されました。あの美しい庭がどうなるのかという不安があります。そこには内藤濯さんの碑がありますが、とても地味なところに置いてあってもったいないなと思っていました。内藤濯さんは、「星の王子さま」の日本語訳をされた方ですが、「星の王子さま」は、子どもの頃、多くの人が触れる絵本でもありますので、例えば、こども図書館ができるとすれば、そのエントランスか庭に置いていただき、内藤濯さんの業績やこういう人がいたということに触れる一つのきっかけにもなればいいかなと思います。もしこちらから提案する機会があれば、その碑を目立つところに置く提案をしていただきたいと思います。

社会教育課長

ありがとうございます。工事費とは、何を指していらっしゃるのでしょうか。

吉井委員

建設費ということです。

社会教育課長

こども図書館の建設自体は、安藤事務所が行います。

吉井委員

設計・施工の中に入るということですか。

社会教育課長

そうです。今回、図書館の隣接地に建設予定ですので、既存の図書館の防火等設備にしなければならず、その設計等に係る費用については、県が負担しなければなりません。

また、何故熊本なのかということですが、これは、協定締結の時に、知事等も言われていましたが、安藤氏と知事がお知り合いだったことや、熊本大学の学長とも親交がありお話になったこと等、いろいろな経緯があったと聞いています。庭については、図面として、こども図書館の建設予定地が資料の2ページのところに赤丸で示されています。8月23日に安藤氏から、こども図書館を設計・建設し、熊本県に寄贈しますといったお話をいただいているところで、どのような形になるのかは見えていない状況です。今回のこども図書館の建設場所については3ページにもあります。水前寺江津湖公園の豊かな自然には安藤氏も感動されたと聞いています。内藤濯さんの碑については、お話を賜るということですのでよろしいですか。

吉井委員

ありがとうございました。とても期待し、楽しみにしています。

教育長

安藤氏については、先ほど説明もありましたが、知事と非常に懇意にされているということや熊本地震の復興もあるかと思っています。以前、熊本駅の駅舎も安藤氏に設計を依頼していて、そのような熊本を強く支援をしたいという思いがあり、その延長で、今このような形になったと私も聞いています。

また、建設費についての話がありましたが、新しい建物は全て先方でしていた

だけると聞いています。県で9月補正予算に入れているのは、現行の図書館とのつなぎの部分である出入り口や、先ほど説明があったように防火施設等、一部、現行に係る部分については県でやっていくことになっています。できた後の運営については、県でやっていくため、そこは予算がかかる可能性もありますが、現在このような形で進んでいます。

教育長

他はよろしいですか。

教育長

本日本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

教育長

ありがとうございました。

引き続き、よろしく申し上げます。

6 次回開催日

教育長が次回の定例教育委員会は令和4年（2022年）10月4日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時50分。